

北海道檜山海区 区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
上国海区第1号	ひやま漁業協同組合	檜山郡上ノ国町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 X=-248136.642 Y=-14925.002 (座標系11系) 点1 基点第1号から294度20分59秒 720メートルの点 点2 点1から24度20分59秒 500メートルの点 点3 点2から294度20分59秒 500メートルの点 点4 点3から204度20分59秒 500メートルの点	第一種区画漁業	こんぶ養殖業、あわび養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	上ノ国町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、屋間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
上国海区第2号	ひやま漁業協同組合	檜山郡上ノ国町地先	次の基点第1号及び点1を結んだ線、基点第2号、点2及び点3の各点を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線並びに北消波堤及び西消波堤によって囲まれた区域 基点第1号 X=-243414.359 Y=-13660.794 (座標系11系) 基点第2号 X=-243312.364 Y=-13228.895 (座標系11系) 点1 基点第1号から30度16分27秒の線と西消波堤との交点 点2 基点第2号から333度00分 50.000メートルの点 点3 点2から297度50分33秒の線と北消波堤との交点	第一種区画漁業 第三種区画漁業	(第一種区画漁業) あわび養殖業、うに養殖業、かき養殖業、こんぶ養殖業、そい養殖業、ほたてがけ養殖業、ほっけ養殖業、ほや養殖業 (第三種区画漁業) うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	上ノ国町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、屋間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
乙海区第1号	ひやま漁業協同組合	爾志郡乙部町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17、点18、点19、点20、点21及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 X=-225939.536 Y=-10136.042 (座標系11系) 点1 基点第1号から298度00分00秒 125.000メートルの点 点2 点1から153度24分18秒 73.220メートルの点 点3 点2から188度24分18秒 378.624メートルの点 点4 点3から218度24分18秒 137.077メートルの点 点5 点4から308度24分18秒 30.000メートルの点 点6 点5から1度32分15秒 35.000メートルの点 点7 点6から38度24分18秒 40.000メートルの点 点8 点7から332度54分34秒 15.008メートルの点 点9 点8から39度15分00秒 31.974メートルの点 点10 点9から309度15分00秒 19.000メートルの点 点11 点10から219度15分00秒 23.649メートルの点 点12 点11から332度54分34秒 73.929メートルの点 点13 点12から236度24分18秒 40.000メートルの点 点14 点13から14度00分23秒 31.145メートルの点 点15 点14から56度24分18秒 40.000メートルの点 点16 点15から8度36分29秒 177.315メートルの点 点17 点16から236度24分18秒 40.000メートルの点 点18 点17から326度24分18秒 21.000メートルの点 点19 点18から56度24分18秒 60.000メートルの点 点20 点19から21度29分54秒 149.811メートルの点 点21 点20から44度58分01秒 22.137メートルの点	第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	乙部町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、屋間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
乙海区第2号	ひやま漁業協同組合	爾志郡乙部町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部図根点 No.3 (北海道水産林務部三角点 水D3) 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水D4 点1 基点第1号から257度30分 700メートルの点 点2 点1から230度00分 1.500メートルの点 点3 点4から257度30分 1.400メートルの点 点4 基点第2号から180度00分 150メートルの点	第一種区画漁業	ほたてがけ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	乙部町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、屋間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
熊海区第1号	ひやま漁業協同組合	二世郡八雲町地先	次の点1、点2、点3及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 点1 X=-212917.748 Y=-16032.826 (座標系11系) 点2 X=-212963.364 Y=-16052.497 (座標系11系) 点3 X=-212939.733 Y=-16009.572 (座標系11系)	第一種区画漁業	うに養殖業、こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	八雲町熊石泉岱町、熊石折戸町、熊石相沼町、熊石館平町、熊石泊川町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石鮎川町、熊石大谷町、熊石平町、熊石曇岩町、熊石根崎町、熊石雲石町、熊石鳴神町、熊石西浜町及び熊石園内町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、屋間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
熊海区第2号	ひやま漁業協同組合	二海郡八雲町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 X=-208102.794 Y=-21904.369(座標系11系) 点1 基点第1号から122度49分49秒 37.78メートルの点 点2 点1から122度49分47秒 55.00メートルの点 点3 点2から32度49分35秒 28.37メートルの点 点4 点3から57度2分00秒 60.00メートルの点 点5 点4から327度16分1秒 55.00メートルの点 点6 点5から237度13分27秒 73.67メートルの点	第一種区画漁業	あわび養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	八雲町熊石泉岱町、熊石折戸町、熊石相沼町、熊石館平町、熊石泊川町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石鮎川町、熊石大谷町、熊石根崎町、熊石曇岩町、熊石鳴神町、熊石西浜町及び熊石関内町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間においては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間においては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
大海区第1号	ひやま漁業協同組合	久遠郡せたな町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 平田内 点1 基点第1号から281度21分56秒 376.17メートルの点 点2 点1から226度09分26秒 74.29メートルの点 点3 点2から299度16分03秒 435.01メートルの点 点4 点3から323度52分41秒 388.58メートルの点 点5 点4から20度39分36秒 78.35メートルの点 点6 点5から140度52分15秒 415.98メートルの点	第三種区画漁業	あわび養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	せたな町大成区長磯、貝取洞、平浜及び宮野	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間においては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間においては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
大海区第2号	ひやま漁業協同組合	久遠郡せたな町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 点1 X=-200358.462 Y=-32266.1376(座標系11系) 点2 X=-200634.831 Y=-32542.6688(座標系11系) 点3 X=-198903.266 Y=-34695.2922(座標系11系) 点4 X=-198720.110 Y=-34295.3409(座標系11系)	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	せたな町大成区長磯、貝取洞、平浜及び宮野	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間においては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間においては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
北海区第1号	ひやま漁業協同組合	久遠郡せたな町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 X=-182656.591 Y=-37815.371(座標系11系) 点1 基点第1号から 284度16分39秒 88.56メートルの点 点2 点1から325度35分29秒 38.66メートルの点 点3 点2から8度59分38秒 71.20メートルの点 点4 点3から54度42分26秒 125.35メートルの点 点5 点4から118度46分49秒 64.56メートルの点	第三種区画漁業	うい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	せたな町北檜山区及び瀬棚区	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間においては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間においては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
北海区第2号	ひやま漁業協同組合	久遠郡せたな町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 川尻 点1 基点第1号から275度16分42秒 1.670.02メートルの点 点2 点1から 312度02分10.98秒 1.145.61メートルの点 点3 点2から 21度18分51.82秒 3.220.16メートルの点 点4 点3から 96度37分32.02秒 1.154.81メートルの点	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	せたな町北檜山区及び瀬棚区	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間においては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間においては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
瀬海区第1号	ひやま漁業協同組合	久遠郡せたな町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 大谷地 点1 基点第1号から 272度49分00秒 2.185メートルの点 点2 点1から276度30分00秒 420.10メートルの点 点3 点2から181度16分49秒 115メートルの点 点4 点3から269度10分34.64秒 1.272.924メートルの点 点5 点4から359度14分00.85秒 1.680.14メートルの点 点6 点5から89度13分29.16秒 1.332.931メートルの点 点7 点6から181度16分49秒 18.20メートルの点 点8 点7から116度55分19秒 368.79メートルの点 点9 点8から101度45分49.53秒 148メートルの点 点10 点9から180度00分 1.090メートルの点	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	せたな町北檜山区及び瀬棚区	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間においては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間においては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
瀬海区第2号	ひやま漁業協同組合	久遠郡せたな町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 梅花都 点1 基点第1号から 271度07分51秒 2.400メートルの点 点2 点1から126度36分02秒 330メートルの点 点3 点2から179度21分44秒 300メートルの点 点4 点3から221度30分00秒 630メートルの点 点5 点4から278度45分21.68秒 1.270.622メートルの点 点6 点5から8度45分21.57秒 980.085メートルの点	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	せたな町北檜山区及び瀬棚区	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間においては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間においては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
奥海区第1号	ひやま漁業協同組合	奥尻郡奥尻町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部図根点 No. 6(北海道水産林務部三角点 水D7～)から184度25分 35メートルの点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No. 11(北海道水産林務部三角点 水D7～)から145度07分 110メートルの点 基点第3号 北海道三角点 拓12 基点第4号 北海道水産林務部図根点 No. 9(北海道水産林務部三角点 拓12～)から215度35分 45メートルの点 基点第5号 北海道水産林務部図根点 No. 17(北海道水産林務部三角点 拓12～)から215度14分 20メートルの点 点1 基点第1号から90度 00分 1,530メートルの点 点2 基点第3号から90度 00分 1,585メートルの点 点3 基点第5号から90度 00分 1,535メートルの点 点4 基点第5号から90度 00分 135メートルの点 点5 基点第4号から90度 00分 185メートルの点 点6 基点第4号から90度 00分 385メートルの点 点7 基点第2号から90度 00分 410メートルの点 点8 基点第2号から90度 00分 60メートルの点 点9 基点第1号から90度 00分 130メートルの点	第一種区画漁業 第三種区画漁業	(第一種区画漁業) こんぶ養殖業 (第三種区画漁業) あわび養殖業、うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	奥尻町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
奥海区第2号	ひやま漁業協同組合	奥尻郡奥尻町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部図根点 No. 23(北海道三角点 拓12～) 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No. 40(北海道三角点 拓12～)から182度34分 170メートルの点 点1 基点第1号から108度 30分 1,030メートルの点 点2 基点第2号から108度 30分 935メートルの点 点3 基点第2号から108度 30分 235メートルの点 点4 基点第1号から108度 30分 330メートルの点	第一種区画漁業 第三種区画漁業	(第一種区画漁業) こんぶ養殖業 (第三種区画漁業) あわび養殖業、うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	奥尻町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
奥海区第3号	ひやま漁業協同組合	奥尻郡奥尻町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部図根点 No. 52(北海道三角点 拓12～)から203度04分 95メートルの点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No. 54(北海道三角点 拓12～)から187度59分 232メートルの点 点1 基点第1号から111度 05分 510メートルの点 点2 基点第2号から111度 05分 490メートルの点 点3 基点第2号から111度 05分 190メートルの点 点4 基点第1号から111度 05分 210メートルの点	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	奥尻町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
奥海区第4号	ひやま漁業協同組合	奥尻郡奥尻町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部図根点 No.67(北海道三角点 拓12～)から215度42分 134メートルの点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水D9 点1 基点第1号から146度00分 315メートルの点 点2 基点第2号から146度00分 325メートルの点 点3 基点第2号から146度00分 125メートルの点 点4 基点第1号から146度00分 115メートルの点	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	奥尻町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
奥海区第5号	ひやま漁業協同組合	奥尻郡奥尻町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部図根点 No. 5(北海道水産林務部三角点 水D9～) 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No. 10(北海道水産林務部三角点 水D9～)から231度55分 197メートルの点 点1 基点第1号から161度 30分 650メートルの点 点2 基点第2号から161度 30分 645メートルの点 点3 基点第2号から161度 30分 145メートルの点 点4 基点第1号から161度 30分 150メートルの点	第一種区画漁業 第三種区画漁業	(第一種区画漁業) こんぶ養殖業 (第三種区画漁業) うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	奥尻町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
奥海区第6号	ひやま漁業協同組合	奥尻郡奥尻町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 青苗 点1 基点第1号から260度00分 170メートルの点 点2 点1から240度00分 200メートルの点 点3 点2から330度00分 500メートルの点 点4 点3から60度00分 200メートルの点	第一種区画漁業 第三種区画漁業	(第一種区画漁業) こんぶ養殖業 (第三種区画漁業) うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	奥尻町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
奥海区第7号	ひやま漁業協同組合	奥尻郡奥尻町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7及び点8の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点第1号 X=-216.050.837 Y=-66.225.167(座標系11系) 点1 基点第1号から 98度43分24秒 63.40メートルの点 点2 点1から233度39分36秒 125.00メートルの点 点3 点2から300度24分43秒 130.44メートルの点 点4 点3から253度43分19秒 22.62メートルの点 点5 点4から330度37分10秒 130.44メートルの点 点6 点5から22度54分06秒 48.56メートルの点 点7 点6から0度23分38秒 80.00メートルの点 点8 点7から60度00分00秒 120.00メートルの点	第一種区画漁業 第三種区画漁業	(第一種区画漁業) こんぶ養殖業 (第三種区画漁業) うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	奥尻町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
奥海区第8号	ひやま漁業協同組合	奥尻郡奥尻町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 点1 X=-215217.133 Y=-65999.989(座標系11系) 点2 X=-215010.451 Y=-65815.913(座標系11系) 点3 X=-215095.575 Y=-65752.403(座標系11系) 点4 X=-215355.605 Y=-65969.850(座標系11系)	第一種区画漁業	(第一種区画漁業) こんぶ養殖業、あわび養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	奥尻町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
奥海区第9号	ひやま漁業協同組合	奥尻郡奥尻町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 点1 X=-205609.610 Y=-60264.913(座標系11系) 点2 X=-205607.190 Y=-60278.093(座標系11系) 点3 X=-205630.647 Y=-60283.168(座標系11系) 点4 X=-205633.067 Y=-60269.988(座標系11系)	第一種区画漁業	(第一種区画漁業) かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	奥尻町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。